

別紙 1

仕様書

1 業務名

令和 7 年度東南アジア市場販路開拓支援業務

2 業務の目的

海外で開催する下関産品のプロモーション等の催事について、参加者の支援や商談サポート及びそれに合わせた魅力訴求のための情報発信を行うことにより、海外販路開拓に寄与する。

特に、海外バイヤーとの直接取引について、市内中小企業者においては依然として困難な部分があり、日本国内から海外までの流通を確保した上で業務を実施することにより効果的な商談を実現し、もって下関産品の輸出拡大を目指す。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年) 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

海外の輸入商社と連携して、日本国内の輸出から現地までの輸入に係る商流を確保した上で、現地飲食店等と連携して下関産品の認知度向上と販売促進のためのプロモーションを実施するとともに、現地バイヤーとの商談の機会を設ける。

(1) 実施国

次に掲げる 2 か国において、業務を実施すること。

ア タイ

イ ASEAN加盟国（タイを除く。）のうち、業務の受託者（以下「受託者」という。）が企画提案する国（以下「提案国」という。）

(2) 参加者

市内に本社又は主たる事業所を有し、食料品や飲料を製造する（他者に委託して製造する場合を含む。）中小企業者。なお、参加者は、市が募集等を行い、市と受託者とで協議の上、決定するものとする。

(3) 輸入商社との連携と商流の確保

ア 参加者の飲食料品（水産物等の加工品、日本酒、調味料、健康茶、菓子類など 10 品程度を想定。以下同じ。）について、日本国内での引渡し及び日本国通貨での決済が可能となるよう受託者が輸出商社として国内での

受取手配や、輸出手続、国際輸送の手配、決済等の輸出までの一貫した手配・調整を行うことができる体制を整えること。

イ アに加えて実施国の輸入商社と連携して現地までの流通経路を確保した上で業務を実施すること。

ウ ア及びイの連携体制について、あらかじめ市に届け出ること。

(4) 事前講習

参加者に対して、次に掲げる内容に関し、当該参加者の事業所を個別に訪問して対面により事前講習（個別指導を含む。）を行うこと。ただし、参加者と受託者との協議により、オンライン又はその他の方法で実施することも可能とする。

- ・実施国の食品市場における基礎的知識や商習慣、輸入規制等
- ・実施国の食品市場におけるプロモーションの手法
- ・タイのFDA登録など参加者の飲食料品を実施国に輸入するために必要な書類
- ・実施国のバイヤーとの商談に臨むために必要な情報

(5) 現地プロモーションの実施

ア タイでは、現地飲食店と連携して、参加者の飲食料品を複数使用したメニューを開発し、当該現地飲食店の複数の店舗において現地消費者に向けたPRイベントを一定期間実施して、現地消費者の反応、評価等を把握し、当該参加者にフィードバックを行うこと。また、そのイベント期間中に、現地バイヤーを招待して、当該飲食料品を訴求し、成約につなげていくこと。

イ 提案国では、現地小売店、飲食店等と連携して、参加者の飲食料品のPRイベントを実施すること。その際、現地バイヤーを招待して、当該飲食料品を訴求し、成約につなげていくこと。

ウ アの現地飲食店及びイの現地小売店、飲食店等に対して、参加者の飲食料品に係る資料やサンプル品を輸送するなどして、幅広くその特徴を周知すること。

エ 市及び参加者が現地にて参加者の飲食料品のPRを実施する場合は、通訳（現地スタッフ等）を配置すること。

オ 市が市長又は副市長によるトップセールスを実施する場合は、実施国において移動用のタクシーを手配すること。

カ 実施国の現地パートナーと連携した上で、受託者においてタイのFDA登録など、参加者の飲食料品を現地に輸入するために必要な手続を行うこと。

キ アからカまでに係る具体的な内容は、市と協議の上、決定すること。

ク ア及びイのPRイベントに要する飲食料品に係る調達費用（ウのサンプル品に係る調達費用を含む。）及び輸送費（輸出入通関費及び現地配送費を含む。）について、負担するものとする。

（6）海外バイヤーの招へい

ア 飲食料品を取り扱うタイのバイヤーを2人以上本市に招へいし、参加者と商談を行うこと。

イ アのバイヤー招へいに当たり、参加者との商談の効果を高めるために、生産現場など本市各所への視察や参加者の飲食料品の魅力訴求につながる取組をおこなうなどの工夫を行うこと。

ウ ア及びイに係る具体的な内容は、市と協議の上、決定すること。

5 業務の場所

下関市内及び業務に関係する出張地

6 成果報告書の提出

業務遂行の報告については、成果報告書を作成し、これを市に提出すること。

7 その他の留意事項

（1）感染症対策等により予定していた事業の中止や企画の見直しが必要となる場合は市と協議の上行うこと。

（2）受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（3）業務の過程で得た情報、データ若しくは資料又は受託者が作成した資料を、業務の目的以外の目的で使用し、又は第三者に漏らさないこと。

（4）業務を完了したときは、遅滞なく、成果報告書その他市が必要と認める資料を市に提出すること。

（5）この仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定すること。

（6）この仕様書について疑義が生じたときは、市と協議の上、解決すること。

（7）業務に係る契約に関する一切の紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

（8）市との手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ること。